平成２５年（フ）第６１０号
栃木県小山市羽川785－１　Ｙ＆Ｍウイング・リバー105号、住民票上の住所福島県福島市佐原字西畑25番地
債務者　佐藤　広幸
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１７号
栃木県宇都宮市中河原町４番11号　中河原イステートハイツ301、前住所栃木県宇都宮市錦３丁目８番１号　コーポカレンジュラ105
債務者　吉永　律子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５１号
岡山市北区今８丁目３番30号グランシャリオ306号室
債務者　小池　奈緒
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７２号
岡山県玉野市南七区124番地
債務者　山本かおる
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８５号
岡山市北区北方３丁目７番６号、旧住所岡山県新見市新見982番地
債務者　纐纈　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９６７号
東京都八王子市片倉町350－１－401
債務者　橋口　大介
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０２１号
東京都足立区竹の塚５丁目８－１－201
債務者　高柳　政宏
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７２号
東京都江戸川区西葛西３丁目18－７－402
債務者　平山　光典
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７８号
神奈川県茅ヶ崎市中島782－107
債務者　藤澤　園加（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７９号
埼玉県草加市瀬崎７丁目11－４　メゾンボナールＣ
債務者　遠藤　　梢（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０８０号
千葉県柏市南柏２丁目９－15－502
債務者　稲田可奈子（旧姓末津）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０８１号
東京都新宿区百人町１－５－７　４階、住民票上の住所東京都大田区中馬込３丁目７－21－204
債務者　李　　晟壎
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０８２号
埼玉県坂戸市西坂戸２丁目22－４
債務者　高橋　浩二
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０８３号
神奈川県横浜市西区南浅間町６－19－101
債務者　有吉　俊介
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０８４号
神奈川県横浜市西区南浅間町６－19－101
債務者　有吉　　彩（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部